

令和6年第10回取手市教育委員会定例会議事録

1. 招集年月日 令和6年10月22日（火曜日）午前9時00分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員
教育長 石塚 康英
教育委員（教育長職務代理者） 櫻井 由子
教育委員 猪瀬 哲哉
教育委員 石隈 利紀
教育委員 戸部 明彦
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者
教育部長 井橋 貞夫
教育次長兼教育総務課長 斉藤 理昭
教育次長兼学務課長 直井 徹
保健給食課長 大野 篤彦
指導課長 丸山 信彦
指導課長（教育総合支援センター担当） 笠井 博貴
生涯学習課長 塚本 豊康
子ども青少年課長 長塚 逸人
図書館課長 樋口 康代
文化芸術課長 飯山貴与子
スポーツ振興課課長補佐 野口 勝彦
都市整備部長 浅野 和生
中心市街地整備課長 中村 有幸
中心市街地整備課課長補佐 木野本尚希
6. 書 記
教育総務課 課長補佐 蛭原 康友
教育総務課 総務法規係 係長 中村 翔
7. 議 題
議案第37号 取手市立小学校及び中学校の日本語指導員取扱要綱の一部を
改正する要綱について
報告第30号 取手市学校運営協議会委員の任命について
報告29 寄附の受け入れについて
報告30 いじめ防止策の取組状況に関する報告について
8. そ の 他

- (1) 取手駅西口A街区再開発ビル内複合公共施設整備事業基本構想（素案）について
- (2) 11月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について

9. 発言の記録

午前9時00分開会

○教育長（石塚康英）

ただいまの出席者は5名で定足数に達しております。令和6年第10回取手市教育委員会定例会は、成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事録について、確認のため申し上げます。議事録は、会議における発言者の氏名と発言全部を記載する全文筆記による作成といたします。なお、教育長のほか会議に出席した委員全員の署名により、議事録を確定させることとします。また、会議の録音データにつきましては、議事録作成の補助手段の扱いとし、議事録が確定した後に消去いたします。

それでは、まず教育長報告をさせていただきます。まず初めに、おめでとう話題なんですけれども、10月10日に文部科学省講堂におきまして、伊藤 哲前取手市教育委員会教育長、現副市長でございますが、地方教育行政の発展に寄与した功績を認められまして、文部科学大臣から表彰を受けられました。前教育長は、平成17年度からの3年間、平成30年度からの6年間、教育長として本市の教育課題に向き合いながら、特色と魅力ある教育環境の創出に尽力していただいたところでございます。誠におめでとうでございます。

2つ目でございます。10月3日なんですけれども、子育てが楽しくなるママカフェ自立と絆クリエイターの中村奈々恵先生をお招きしまして、第1回家庭教育学級の全体研修会が開催されました。昨年度までは、各学校ごとに開催していた家庭教育学級を全体で集まっていたという形式に変更したところなんですけれども、今回、中村先生から子育ての3つの秘訣ということで、我が子が親から愛されていると感じる関わり方を増やしてほしい。それから、子どもへの指示命令やお世話のし過ぎを減らし、子どもに任せる量を徐々に増やしてほしい。我が子と自分のなりたい関係をしっかり描いて、焦らずに日々の関係を積み上げていってほしいというような、そういったお話がありまして、54名の皆さん参加されたんですが、それぞれいろいろな年代のお子さんをお持ちの方ではありましたが、大変充実した研修だというようなアンケート結果をいただいたところでございます。

3番でございます。9月27日になりますけれども、学校運営協議会の市政協力員向け研修会ということで、文科省のCSマイスター安齋先生により講演していただきました。これまで運営協議委員でありますとか、校長といった対象の研修会を行っていたんですけれども、市政協力員の皆様たちから、この取組について少し聞きたいというような御質問もあったものですから、今回このような研修会を開催いたしました。特に安齋先生からは、地域住民とのネットワークを持っていらっしゃる市政協力員の皆さんが、どのように運営協議会に関わっていったらよいのかとか、あるいは地域学校協働活動の部分では、非常に市政協力員の皆さんは有用な人材であるので、ぜひ協力いただきたいといった、そういったお話を講演の中でちょうだいしたところでございます。

4番は、それぞれの学校における学校運営協議会の状況です。9月27日には高井小学校、同じ27日には戸頭小中の連携による運営協議会、それから同じ9月27日に取手第一中学校、10月8日は宮和田小学校、同じく10月8日に永山小学校におきまして、それぞれ熟議が行われたところでございます。特にこれまでも学校評価を行っていましたが、この学校評価について運営協議委員の皆さんに評価項目をお示ししたり、中間結果をお示しして、今後、下半期のこういった取組を進めていくかといったところの熟議が行われたというところでございます。

続きまして、取手図書館読み聞かせ研修講座が9月26日に開催されました。今回の研修講座は、茨城県立図書館との共催になりましたけれども、元アナウンサーの澤則子先生をお招きしまして、「読む」を「話す」に近づける表現法ということで研修会を行いました。読み聞かせや朗読に関心のある市民の方や図書館司書などは、計74名が受講いたしましたけれども、先生の巧みな朗読と、ユーモアあり、実践ありの1時間半の講座、大変楽しく受講できましたといったような御感想をちょうだいしたところでございます。

最後になります。ふじしろ図書館「がいこくごとにほんごのおはなし会」が9月29日に開催されました。大人58名、子ども、本当に小さなお子様も含めての25名だったんですけれども、外国の方がそれぞれの国の衣装を着ながら日本語の読み聞かせと、外国語による読み聞かせを1ページずつ同時にやっていくということで、子どもたちが大好きな「はらぺこあおむし」とか、そういった絵本を日本語で聞いた後に、そのページを外国語で聞くという、なかなか体験しないようなことがあって、子どもが大変喜んで、読み聞かせに見入っていたところでございます。特に今回、スリランカのシンハラ語という言葉をお紹介させていただいたんですが、直接、布絵本を触ったり、ボタンの取付けをしたりして、親子で大変楽しい時間を過ごされていたように感じました。以上、教育長からの報告ということでした。

それでは、これより本日の議事に入らせていただきます。

まず1つ目、議案第37号、取手市立小学校及び中学校の日本語指導員取扱要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

説明を求めます。丸山指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

指導課、丸山です。よろしくお願いたします。取手市立小学校及び中学校の日本語指導員取扱要綱の一部を改正するものです。提案理由としましては、日本語指導員の勤務日及び勤務時間が現在明記されておりますが、それぞれの働き方ということで、日本語指導員ごとに実情に応じて柔軟に勤務形態を決定する必要があるため、本要綱の一部を改正するものです。

資料の次のページですけれども、この要綱の改正後と改正前の並んだ資料があります。右側、改正前ですけれども第4条「指導員の勤務日数は、1週間において5日とし、その勤務時間は、1日3時間を原則とする。」と「指導員の勤務時間は、24週360時間を限度として」というような記載があります。ここの部分を、改正後は「指導員の勤務日及び勤務時間は、教育委員会が別に定める。」ということで、予算の範囲内で働いていただける方が、例えば1日だけでも勤務できるような形に改正したいというふうに考えております。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございました。質疑、御意見はございませんでしょうか。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございます。改正について理解いたしました。提案理由の中に、実情に応じて柔軟に勤務形態を決定する必要があるためとありましたが、現在の実情をちょっとお聞かせいただければと思います。

○教育長（石塚康英）

答弁を求めます。指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

お答えさせていただきます。現在、日本語指導員として指導課で配置されている方が7名いらっしゃいます。そのうち、5日間勤務をしていただいている方が2名、それから3日間の方が4名、1日の方が1名というような形になっておりまして、指導員の方それぞれが1日だけならとか、あとは他市町村でやっていて、取手市では何日だけかなというような、そういった状況もございますので、このように改正させていただきたいと思っております。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。そうしますと、人手不足ということが現状としてあるということの理解でよろしかったでしょうか。

○指導課長（丸山信彦）

お答えさせていただきます。現在申請をいただいている方には、1名だけつけられていない状況です。これがモンゴルの方で、そういった方がいらっしゃらないというようなところでは、傾向としましては、やはり外国籍の方が増えているというところがありますので、今後いろいろな形で考えていかなきゃいけないのかなというふうには思っているところです。以上でございます。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。なかなか難しい言葉なので、該当する方がいらっしゃらないということも思いますけれど、そうすると、その子が学校でいろいろ苦勞する面も多いと思いますので、今後そういったことの解消に努めていただきたいと思います。ありがとうございます。

○指導課長（丸山信彦）

全面的な解消にはならないのですが、ポケットクというものを指導課のほうで準備をして、何とかコミュニケーションをとれるように、学校現場ではお願いしているところでございます。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

そのほか質疑ありますか。石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございます。私もとても関心のある領域なんですけど、以前聞いたかもしれませんが、どういう方を雇用されているかという日本語指導員の資質等の条件と、それから今の付していただいたところ第3条に、指導員の勤務として、日本語指導への協力、教科書等の翻訳、保護者との面談、健康診断、その他とあるんですけど、実際に日本語指導以外では、どんなお仕事に現状として関わっていらっしゃるか教えていただけるとありがたいなと思います。

○教育長（石塚康英）

指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

分かる範囲でお答えさせていただきます。日本語指導員以外の職種ということに関しては、なかなか分からないものもあるんですが、これだけをお仕事されている方がほとんどです。そして、ここに要綱として出ている資格としては、熱意及び見識を有し健康な方というようなところと地方公務員法の欠格条項に該当しない方ということなので、なかなか難しいんですが、必ず面接をこちらでやった上で採用をさせていただいているところです。やはり外国での生活経験があったりとか、そういった方もいらっしゃるというのが現状でございます。以上です。

○教育委員（石隈利紀）

国のほうとして、そういう規定がまだないんですね、民間の資格はありますけど。そういうのを重視すればいいなというのと、本当に日本語を教える、あるいは子どもに関わることができるみたいなのが取手版のスタンダードにできればいいかなと。私も海外に行ったときに、めちゃくちゃな方言で日本語を教えるクラスを手伝ったことがあるんですけど、いまだに冷や汗ものですけど。そういうのを活用して、アメリカの場合にはアメリカにいる以上、英語はしゃべるだけじゃなくて、いろいろな言語をしゃべるといふ熱意が非常に強くて、日本はやっぱり日本に来ていらっしゃる方は、日本語をきちんとしようというところに、もう少し熱意と支援が行くといいなというふうに思います。

それから、3条の（1）の日本語指導と、（2）の翻訳、（3）の面接通訳というのは、重なるけど全く同じ仕事ではなくて、さっきモンゴル語と出ましたけど、モンゴル語の方にはモンゴルができないと翻訳通訳はまず全く無理なんですけど、日本語を教えるだけだと本当にそのポケトークも使って日本語教育、あるいは日本語についての基礎を教えることができれば、少しずつ教えることも不可能ではないというか、要するに日本語で日本語を教えるというか、英語の場合も本当に基礎的なベーシックの英語から、少しずつ子どもたちはアメリカの学校に行くと英語をしゃべれるようになるわけで、例えば日本の方がアメリカに行って英語を学ぶときに、日本語の通訳がいつもついていていけないんですね。その辺、モンゴルのお子さんに対しても諦めないでいただきたいというか、多分、日本語指導のベテランの方だったら、その子が持っている本当にちょっぴりの日本語から始めて、ポケトークを使っても楽しくできる可能性はあるんじゃないかと思うので、この1番の役割と2番、3番の役割は似ているけども、全く同じではないので、そこがその国の言葉が全部しゃべれないと日本語を教えられないというふうに、余り考え過ぎたほうがいいかなというのが、私の意見です。

○指導課長（丸山信彦）

ありがとうございます。やはり、諦めずに指導していくということは本当に大事ななというふうに感じます。この日本語指導員という業務なんですけれども、教員ではないので、そういった子どもたちを1つの教室に集めて日本語を教えるという、そういうお仕事ではない状況です。通常の学級にいて、この子の隣にいて、それで日本語の通訳であったりとか、今こういうことだよってというようなやりとりをしているところが基本的な業務になるので、本来は学校の教員がそういった形で、子どもたちに日本語を教えるというようなことができればいいんでしょうけれども、現状、そこまでの教員配置とか、そういったものが国や県のほうではされていないので難しい状況があるというところで、今この日本語指導員というような形で補助をしていただ

いているという状況にはなりません。以上です。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。つくばの吾妻小学校であるとか、あるいは常総市の水海道小・中学校なんかでは、外国のお子さんの数が非常に多くなってきているので、そういう数がある程度いるところに対しては、県のほうで石隈先生がおっしゃった、日本語を指導するための加配教員というのが、日本語教室という場所をつくってやっているんだけど、これはそれ以外の市町村みんなの課題ではあるんですけども、やはり人数がある一定以前の段階では、その部分が十分に教員配置がないと、そういう状況の中ではこういった本市が行っているような指導員を配置するようなところで対応しているんですが、この部分については教育長協議会などでも、県教委に対しては課題感を訴えていきたいなとは思っているところです。

そのほかございませんか。櫻井委員どうぞ。

○教育委員（櫻井由子）

ちなみになんですけど、今モンゴルの言葉って、どういった国の方に今ついているのか。教育長のほうからも、まとまっていればいけばとあったんですけど、バラバラな感じですか。

○教育長（石塚康英）

指導課長。

○指導課長（丸山信彦）

この制度によりますと、必要なお子さんに、その言葉を話せる日本語指導員がつくという形なので、このモンゴルのお子さんに関しては今配置できていないという状況でございます。

○教育委員（櫻井由子）

ほかは何語の方が。

○指導課長（丸山信彦）

中国語が4名、ポルトガル語が2名、英語が1名というふうに配置しているところです。以上でございます。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

それでは、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、質疑、御意見なしと認めます。

これより、議案第37号を採決いたします。

お諮りします。議案第37号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは御異議なしと認めます。よって、議案第37号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第30号、取手市学校運営協議会委員の任命についてを議題いたします。

説明を求めます。塚本生涯学習課長。

○生涯学習課長（塚本豊康）

おはようございます。生涯学習課、塚本です。それでは報告第 30 号、取手市学校運営協議会委員の任命についてを御報告いたします。取手市学校運営協議会規則第 4 条に基づき、取手市学校運営協議会委員を新たに令和 6 年 10 月 1 日付で任命いたしましたので、御報告申し上げます。

1 ページを御覧ください。取手第二中学校の井上直子さんになります。任期ですが、令和 6 年 10 月 1 日から年度末の令和 7 年 3 月 31 日までとなっております。協議会の委員は、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者、地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者、学校長、教職員、学識経験者、関係行政機関の職員その他教育委員会が適当と認めるもので措置されることとなっておりますことから、学校長から推薦をいただき任命いたしました。以上で報告を終わります。

○教育長（石塚康英）

質疑、御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、質疑、御意見なしと認めます。

報告第 30 号を採決いたします。

お諮りします。報告第 30 号は、報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

御異議なしと認めます。よって、報告第 30 号は報告のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして報告 29、寄附の受け入れについてを議題といたします。

本件について説明を求めます。塚本生涯学習課長。

○生涯学習課長（塚本豊康）

報告 29、寄附の受け入れについて、御説明いたします。1 ページおめくりください。このたび、市内戸頭在住の鈴木昭治氏から、未使用の展示ケース 1 台について寄贈の申出がございました。申出の当初、特定の公共施設を想定していなかったため、取手市と鈴木市で協議をした結果、埋蔵文化財センター展示室で利用させていただくこととなりました。埋蔵文化財センターでは、郷土史料の展示など、常時活用させていただく予定でございます。

なお、10 月 3 日に展示ケースが埋蔵文化財センターに納入され、その場で市長への贈呈式並びに取手市教育委員会表彰規則第 2 条の規定に基づき、教育長から教育委員会感謝状の贈呈式を行いました。展示ケースのサイズは、平型覗き展示ケースで、幅 150 センチ、奥行き 75 センチ、高さ 25 センチで、想定価格としましてはデジタルカタログやネット販売価格を見ますと約 40 万円から 70 万円程度となっております。以上でございます。

○教育長（石塚康英）

ありがとうございました。何か質疑、御意見等ございましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

私も実物拝見したんですが、大変立派なケースでございまして、今後、史料等を市民の皆さんに御覧いただくのにすごく適したケースだなと感じたところですね。

それでは、ないようでしたら、これにて報告 29 の議事を終わりにさせていただきます。

続きまして報告 30、いじめ防止策の取組状況に関する報告についてを議題といたします。

報告を求めます。笠井教育総合支援センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

教育総合支援センターの笠井です。よろしくお願いいたします。いじめ防止策の取組状況に関して報告いたします。令和 6 年度第 1 回取手市いじめ問題対策連絡協議会についての報告となります。

資料 1 ページを御覧ください。9 月 17 日に、取手市いじめ問題対策連絡協議会を実施いたしました。本協議会は、いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項及び取手市みんなでいじめをなくすための条例第 18 条第 1 項、2 項の規定により、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、取手市いじめ問題対策連絡協議会を設置し、市が実施するいじめの防止等に関する取組の推進及び啓発などを行うためのものです。協議会の委員は、学校関係者だけでなく、民生委員・児童委員、人権擁護委員、青少年相談員連絡協議会、小中学校 PTA 連絡協議会、児童相談所、警察署、取手市青少年センターなどです。

今年度の第 1 回目、講師の先生も昨年度までの日本カウンセリング推進連絡協議会の藤川先生から、弁護士の上林典子先生にかわりましたので、改めていじめ防止対策推進法などを中心に、法的な側面から押さえるべきことなどを確認し、その上で事例についてグループで協議をするという形をとりました。

資料の 1 ページにもありますように、いじめの問題は学校だけでなく、家庭や地域、関係機関などがそれぞれの強みを生かし、同じ目的のもと協働して役割を果たすことが大切ですが、この部分については、参加者の声の中に「いじめ防止の取組は、学校や子どもたちだけの問題ではありません」「いじめ問題に対する学校や教育委員会の取組、考えがどれだけ地域に伝わっているか」にもありますように、まだまだ学校と保護者や、家庭や地域との間で、いじめの問題に対するとらえ方や認識において差があることが課題であり、この取組を行えば改善が図れるという絶対的なものはありません。まずは、円滑な連携を図る体制を築いていくことが大切だと思います。構成員同士の顔の見える関係をつくること。その上で、いじめ防止の取組を推進するために、それぞれの役割において何ができるかを考え、共有し、実践につなげていくことができるよう、いじめ問題対策連絡協議会を進めてまいりたいと考えています。

PTA や地域の関係団体、学校関係者における協議を充実したものにするために、そして地域ぐるみの取組を推進していけるよう、第 2 回目の開催に向け、運営や議事の内容について、今後センターで検討してまいりたいと考えております。報告は以上となります。

○教育長（石塚康英）

報告が終わりました。

質疑、御意見等ありましたらお願いいたします。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御報告ありがとうございます。先日の民生委員の定例会のほうで、このいじめ問題対策連絡協議会に参加した児童委員のほうから報告がありました。その児童委員さ

んもおっしゃっていたことですけれど、その報告の際に、実際ケーススタディ、こういうことをしましたということのケースを幾つか御紹介いただいた内容だったんですけれど、それを聞いた民生委員のほうからも、いじめということに対する認識が、自分たちが思っていることと実際は大分違っている、ずれが出てきているということがよく分かったということで、コミュニティ・スクール等でいろいろな地域の方が学校に入ってきてらっしゃるので、やっぱりそういった地域の方にも、今現在はどうなのか、いじめ対策にしていじめというのほどのようなにとらえられているのか、そういったことを知らせていくのは、大切なことだなと思いましたので、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長（石塚康英）

センター長。

○教育総合支援センター担当課長（笠井博貴）

御意見のほうありがとうございます。私もこの協議会に参加して、こういう認識なんだなというのがあったのは、民生委員の方は複数の子が1人の子に対してやっているのがいじめではないですかみたいなことを学校の先生に質問していたんで、確かに昔は複数と1人というので、今は例えば、にらまれた、でも嫌な思いをするだけでもいじめなんですよという話を、学校の先生がされていたときに、ああそうなんですわということ、やはりそこをすごく学校の教員と普通の保護者とか地域の方の認識ってすごくずれているなというのは感じました。また、民生委員の団体のほうから、改めて私のほうにそういったいじめとか不登校の現状というのを話していただける機会を設けてくださいということで、後日、またそういった機会でお話をしたいと思ひています。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

御説明ありがとうございます。今のいじめの理解というところで、今回、弁護士にお話していただいた。つまり、いじめ防止対策推進法においてはということですよね。だから、にらまれたり、無視しても、それは現在の法律ではいじめであると。私が理解するこの法律の趣旨は、なかなか陰湿ないじめも含めてなくなるので、いじめ認知を早くしようというところで、実はいじめ認知と、調べてみたらどの程度のいじめかというのはステップが違うわけですよ。だから、いろいろなことがいじめになり得るということでのいじめ認知を、だから軽微ないじめも見逃さないってポイント1で、これは大事なことなんですわ。

でも、じゃあ、全て軽微ないじめが許されないかということではなくて、軽微ないじめがひどいいじめにならないということは、とても教育現場では大事だと思ひているので、法律の知識はもう極めて重要なんですけど、どう法律を本当に子どもや学校のために運用するかという議論はずっと続いております。つまり、人間関係の葛藤ってあるじゃないですか。その葛藤をどう解決していくか、この時点での予防というのが学校でできることで、正保先生の人間関係のゲームとかこれ極めて重要で、そういうところで何かにらまれたのも友達だから許せるというのもあってもいいので、全てのその葛藤がよくないってというのは、学校教育から外れていくというところが悩ましいところで、だけど人を傷つけるいじめはよくないことで、この辺のところ、ただよくないことを増やしていつてしっかりやりましょうという方向じゃなくて、それは

そうなんだけど、でも子どもたちがきちんと今の時代に、自分と異なる人と関係が持てるような教育というのが学校の強みだし、という意味での学校サポートチームも含めた人間関係能力というか、ヨーロッパのほうでいじめ防止が一番効果があったのはピアサポートなんですね。クラスでお互いが助け合える能力が雰囲気をも高める。これでいじめが減ったんですよ。別に取締りを厳しくしたわけじゃないんです。どんどん調査をやった、それはあるかもしれませんが、それは少なくても、もちろん厳しいことは対応しなきゃいけない、組織的に対応しなきゃいけないというのが、本当に悲しい事件がたくさんあるので、これはもう必要なんですけど、同時に学校としては、今回のガイドラインでも少し強調してありますけど、予防、未然防止、それはどんな嫌なことも起こさないじゃなくて、子どもたちがかわりながらも成長できる人間関係づくりとか、クラスづくりを大事にしようねというところで、今、子どもに関わる我々とか、私も子ども家庭庁のいじめ調査アドバイザーなんですけど、そういう議論をしています。

もちろん法律は大事で、法律が目指しているのは、全ていじめゼロというよりも、早くいじめを認知して、きちんと対応して子どもに嫌な思い、心の傷をつくらぬようにというスタート時点を決めているので、それでというところはちょっと私は確認しておきたくて、いじめの定義が全面的に変わったわけではなくて、いじめ防止対策推進法では、いじめ認知をきちんとしようというところが変わった。だから、文科省のほうも、もうそろそろ昨年度のいじめとか不登校、これからですよ、発表があると思うんですけど、もういじめ認知って書いてあるので、そこら辺、私は子どもに関わる者として大事にしたいなと思って、世界標準では、多数の者が1人の者を繰り返す、意図的にといういじめの定義は、変わっていません。ただ、日本では、この法律を尊重していじめを減らしたいというのは、私もそれはそのとおりでと思うので、いじめ認知というところと、認知した後、それをひどくしない。ベースとして人間関係を大事にするというところを、私も関わる者として強調したいなと思って、やっぱり教育の力ってとても大事なので、何でも対応して潰していこうというのではなくて、育てるという方向を大事にしたいなというのが私の意見です。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。

センター長、今のは。

○教育委員（石隈利紀）

今のは、私の率直な意見で、大事な会合で共有したかったことです。

○教育長（石塚康英）

我々が、子ども一人一人を本当に大事にするという気持ちを持ち続けることがベースにあるということなんだけれども、と同時に、今、石隈委員がおっしゃったような考え方というのを、櫻井先生おっしゃったようにコミュニティ・スクールも利用しながら、地域の方、あるいは特になんだけれど、保護者の方に御理解いただくということが、この軽微なという部分が当然、教職員の感覚と我が子に関する保護者の感覚というのは、当然ズレがあってしかるべきだし、それをなぜなのかっていうところをしっかりと御報告というか、説明できる力というの、これから教職員にも大事になってくると思っています。みんなでも、しっかりその辺も研修していきたいと思っています。

では、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

これにて報告 30 の質疑、御意見を終結いたします。

以上で報告 30 の議事を終わりにいたします。

次に、その他に入ります。

お諮りいたします。1点目の、取手駅西口A街区再開発ビル内複合公共施設整備事業基本構想（素案）については、市長部局である都市整備部の職員に出席を求め、説明を受けたいと思っておりますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

では、異議なしと認めまして、都市整備部の職員に出席を求め、説明を受けることといたします。

〔都市整備部の職員が事務局席に着席〕

○教育長（石塚康英）

初めに、部長さんのほうから御挨拶ということで、よろしく申し上げます。

都市整備部長。

○都市整備部長（浅野和生）

皆さん、おはようございます。本日は大変お忙しいところ、御報告の機会を設けていただきまして誠にありがとうございます。都市整備部、浅野と申します。よろしく申し上げます。着座にて失礼をいたします。

今年の2月に、取手駅西口A街区の再開発ビル内に図書館等の複合公共施設の整備を目指す方針を、皆様に御報告させていただきました。その後、公共施設整備事業に関しましては、再開発事業本体の進捗に合わせながら、公共施設基本構想の策定作業を進めており、このたび素案がまとまりましたので、本日御報告に参った次第であります。

この基本構想は、2月に御報告をさせていただいた内容に肉付けをしたものでありまして、A街区再開発事業の概要や複合公共施設の整備を目指すこととした根拠、各種データ、整備方針、公共機能の配置の考え方、事業スケジュールなどを全32ページの冊子に整理しております。前回の御報告の際には、再開発本体の都市計画決定の時期に合わせ、公共施設基本構想を10月末頃に策定するという御説明をさせていただいていたところでございますが、昨今の建築工事費や労務費等の高騰を受けまして、再開発の事業計画の見直しが行われたことによりまして、都市計画決定の予定時期が来年2月末に変更となりました。このことから、公共施設の基本構想策定時期も、4か月ほど後ろ倒しとし、2月末頃を目途に策定する運びとなりました。この点、御理解をいただければ幸いです。

この後、配付させていただきました資料を用いまして、基本構想の内容を御説明をさせていただきますが、この基本構想は現在、素案の段階でございます。皆様方からの御意見を伺いながら、また御理解をいただきながら、基本構想の案にしていきたいと考えておりますので、どうぞ忌憚のない御意見をちょうだいできればと存じます。本日は何とぞよろしくお願い申し上げます。

○教育長（石塚康英）

それでは、続きまして説明を求めます。中心市街地整備課長。

○中心市街地整備課長（中村有幸）

中心市街地整備課の中村と申します。本日はどうぞよろしくお願いたします。それでは、お配りさせていただきました基本構想（素案）、こちらの冊子と概要版、A3の資料、こちらの2つの資料に沿いまして御説明をさせていただきます。

先ほど部長の浅野から申し上げましたとおり、この基本構想は、2月に御説明をさせていただいた内容を具体的に説明したものであります。また、概要版につきましては、2月に御提示した資料を更新したものでありますので、振り返りの意味を含めまして、改めて御説明をお聞きいただければ幸いです。

それでは、まず、基本構想の1ページを御覧ください。初めに、基本構想策定の背景と趣旨を記載しております。取手駅西口地区において、これまで実施してきました、ウェルネスプラザなどの整備に関する事、またA街区再開発事業に関するこれまでの経緯、そして公共施設を再開発ビル内に整備する方向とした背景、最後に基本構想は今後の公共施設整備に関する具体的な検討の基礎となるものであることなどを記載しております。

次に、基本構想の2ページと3ページを御覧ください。概要版では（1）の部分となります。構想の2ページ、3ページは、A街区再開発事業の概要を記載しております。A街区再開発事業は、取手駅西口交通広場に面する約0.6ヘクタールの区域で実施予定であり、施行者は、権利者が今後設立します再開発組合となる予定です。今年の8月、再開発準備組合の通常総会において事業計画案が承認され、事業を推進していくことが決定されました。取手市としましては、これを受けまして、現在、都市計画決定という手続を進めており、来年2月末の決定告示を目指しているところでございます。

次に、基本構想4ページを御覧ください。A街区再開発事業の基本構想でございます。平成29年、権利者とともに策定をしました再開発基本構想は、事業によってどのような機能の導入を目指すかを定めたもので、公共公益機能などの市民サービス機能や都心居住機能などの導入を目指すことを位置づけております。

次に、基本構想5ページ、再開発事業の施設計画を御覧ください。概要版は（2）の部分となります。権利者が施行します再開発ビルは、部屋数約200戸、20階建ての住宅棟と、5階建ての非住宅棟で構成される計画です。前回の御報告の際は、25階建てのマンション計画でございましたが、工事費などの高騰によりまして、事業計画の見直しが行われ、その結果、住宅棟の高さが低くなり、建物の形状も変更となりました。なお、図書館などの公共施設の配置を目指します非住宅棟につきましては、形状、規模に変更はございませんでした。公共施設は、西口のペDESTリアンデッキと同じ高さの動線で接続される非住宅棟の3階の一部と、その上階であります4階、5階に整備を目指す計画でございます。

次に、基本構想6ページを御覧ください。再開発の事業収支計画でございます。概要版は、同じく（2）となります。再開発の事業費総額は177億円でございます。前回御説明した際の事業費から約34億円増加いたしました。これは、昨今の工事費や労務費などの急激な高騰を受けたことが理由でありまして、マンションの高さや形状を変更し、工事費縮小の方向に見直しをしても事業費は増加するという結果となったものでございます。そのため、施設計画を見直し、工事費高騰の中でも事業成立の見込みが立つ計画に変更し、それに伴い、都市計画決定までの期間が後ろ倒しとなったということでございます。

次に、基本構想7ページを御覧ください。再開発事業全体のスケジュールを示し

たページです。概要版は（3）となります。再開発事業は、今年度の2月に都市計画決定、来年度中に事業認可を受け、令和9年度に建築工事へ着手、令和11年度の再開発ビル完成を目指しております。現在、再開発事業の都市計画決定に向けまして、市が手続を進めているところでございます。今月の12日、14日、15日の3日間で、会場を変えて計4回、都市計画に関する住民説明会を実施いたしました。また、10月31日には、都市計画案に関する公聴会を実施し、市民の皆さんの幅広い御意見をお伺いさせていただく機会を設けることとしております。

次に、基本構想8ページを御覧ください。ここからが本題の公共施設整備に関する内容となります。概要版では（4）となります。再開発ビル内に市の公共施設を整備する検討を行うこととなった契機などを記載したページでございまして、A街区の権利者から、公共施設を再開発ビル内に整備してほしいという要望があったこと。また、市としましては、まちの顔、A街区の再開発事業を実現させ、駅前のにぎわいを生み出し、活性化を図りたいという考えがあったことから、公共施設の配置を目指すこととしたという内容を記載しております。

次に、基本構想9ページと10ページは、取手駅西口周辺の公共公益施設の配置状況を示したページでございます。概要版では（6）となります。基本構想9ページの位置図のとおり、多くの公共公益機能が備わっている西口地区ですが、生涯学習や市民活動、交流を支援する機能が不足していると考えられるため、基本構想10ページのとおり、生涯学習、市民交流、市民活動を支援する機能を充足することを検討のベースにしたということを記載しております。

次に、基本構想11ページから13ページまでは、公共施設の利用者ターゲットの設定について記載しております。概要版は（7）でございます。A街区の公共施設は、公共交通利用のほか、買物や食事、通院などを目的に駅前に訪れる方を利用者ターゲットに設定します。また、新しく公共施設を整備するため、これまで取手駅を訪れる機会がなかった方も、新規利用者としてターゲットに含め、にぎわい創出を図ります。市内の学校に通う学生や市内企業にお勤めになっている方を対象に行った、取手駅の利用状況調査の結果を13ページに記載しております。学生は1日当たり3,100人以上、企業の従業員は1,600人以上いるという結果が出ております。公共交通利用者のうち、約4,700人の方のほとんどは、平日毎日、取手駅に降り立ち、駅前を歩いている方たちですので、学校や仕事の行き帰りに施設を利用しただけの可能性が非常に高い方たちであると考えられます。また、若い世代が駅前に滞在することで、駅前に活気が生まれることと思われまますので、このような若い世代がふらっと立ち寄りたくなるような魅力的な公共施設を配置し、まちの活性化を目指すということを13ページに記載しております。

次に、基本構想14ページから16ページまでは、既存公共施設の利用状況をまとめております。概要版では（8）となります。市内公共施設の中で、庁舎等の窓口を除き、図書館、公民館は、よく利用する方の割合が高い施設であることや、図書館は20歳未満、40代の層から利用率が高い施設であることを14ページに記載しております。

15ページでは、図書館で本を借りる方の人数を年代別に見た結果をまとめておりますが、10代半ばから20代は余り本を借りていないということが分かりますので、20歳未満の層は図書館で本を借りるのではなく、自主学習を目的に利用していると考えられますので、より多くの若い方たちに利用していただけるよう、快適な学習

スペースなどを確保していく検討が必要なのではないかということなどを記載しております。

16 ページでは、公民館の年代別利用状況等のデータを示しており、結果、60 代以上の方が利用者層の中心ということが分かりますので、図書館に加え、公民館が持つ学習・交流・活動系機能を複合することで、老若男女を問わず、多くの方から利用される施設になるという整理をしております。

次に、基本構想 17 ページは、取手駅周辺で築 40 年を超える公共施設について整理した結果を記載しております。概要版は（9）となります。年間 10 万人以上が利用する取手図書館は、大規模改修工事が未実施であり、バリアフリー化工事や長寿命化改修が困難な施設でもあることなどから、より利便性の高い駅前に機能を移転する方向とするという内容を記載しております。

次に、基本構想 18 ページは、取手図書館の沿革や施設概要を記載しております。また、19 ページには、近隣市の図書館との比較結果を記載しております。概要版は（10）となります。19 ページ、近隣市の図書館との比較を行った結果、奉仕人口 1 人当たりの入館数が 1.5 回であり、市民が図書館に来館する機会は少ないということが言えるという内容を記載しております。

次に、基本構想 20 ページから 21 ページは、今年の 1 月に実施しました図書館利用者アンケートの結果を記載しております。概要版は（10）の③の部分でございます。アンケートの自由記載欄には、駅前に移設を検討してほしいという御意見や、居心地のよい場所になってほしいという御意見、バリアフリーの充実、夜間の開館を望む声などがございました。そして、21 ページの最後には、取手図書館は、老朽化が進んでおり、市民が図書館に来館する機会が少なく、建物の改善や移転を望む声があることなどから、駅前の再開発ビルの中に移転する方向とするという結論を記載しております。

なお、この結論の部分にも記載させていただきましたが、取手図書館の移転後、現在の建物などの活用方法につきましては、これから様々な御意見が出てくるかと思われまますので、ここでは具体的な検討は今後進めていくという内容としております。

次に、基本構想 22 ページと 23 ページは、他市の駅前図書館事例を整理した内容で、概要版では（11）となります。事例は、大和市、周南市、土浦市、海老名市の公共施設で、魅力的で多くの方が利用する施設であります。23 ページの最後には、多くの人に利用される公共機能の配置、人を呼び込む魅力的な運営によって、A 街区だけでなく駅周辺地区にもにぎわいなどの波及効果を生むことが期待されるという、事例から言える整備期待効果を記載しております。

次に、基本構想 24 ページは、これまでの検討の流れをフローにし、最後に結果を示したページであります。結果としまして、A 街区再開発ビル内に取手図書館の移設と機能の拡充による、取手図書館と市民交流や市民活動を支援する市民交流施設との複合公共施設の整備を目指しております。

次に、基本構想 25 ページですが、A 街区再開発ビル内に導入を目指す公共機能として、取手駅前図書館、カフェ、イベント空間、スタジオや会議室、多目的ラウンジといった 5 つの機能とすることを記載しております。また、26 ページ、及び概要版では（12）でございますが、複合公共施設整備事業の基本方針を記載しております。内容は、前回の御説明とほぼ同様でございます。

次に、基本構想 27 ページと 28 ページ、概要版では (13) でございますが、駅周辺へのにぎわい波及のイメージを記載しております。取手駅や駅周辺施設を目的に訪れた方が、目的のついでに、ふらっと公共施設や再開発ビルに立ち寄る。また、駅を訪れる機会がなかった市民などが、公共施設や再開発ビルの商業施設などを目的に訪れることによって、駅前にとどまっていただけの方が増加します。さらに、再開発ビルには、約 200 戸の住宅が整備予定ですので、町なか人口が増加し、それらによって生み出される人のにぎわいが周辺地区に波及するということが 1 つ目。2 つ目は、公共施設の運営に民間ノウハウを活用することで、開館時間延長などの市民サービスの向上や、魅力的で多くの人が集まるイベントの開催などによって、にぎわいを波及させていくということなどを記載しております。

なお、27 ページの最後にも記載させていただきましたが、指定管理者の導入については、これからその内容や範囲を含めて検討を行っていくものであります。来年度実施予定の基本計画の策定プロセスの中で、皆さんや市民はもちろんのこと、現場の声なども伺いながら、最も望ましい管理運営方法について、慎重に検討を進めていきたいと考えております。

次に、基本構想 29 ページは、複合公共施設の想定規模を記載しております。概要版は (14) となります。規模は、前回の御説明時からの変更はなく、再開発ビル、非住宅棟の床 4,000 から 4,500 平米を活用する方向で検討を進めていきます。

次に、基本構想 30 ページでございます。公共機能の配置の考え方を示しております。これは、施設規模を 4,500 平米とした配置の考え方を示したものでありまして、この場合、3 階の一部、4 階、5 階の計 2.5 層からなる施設となります。そのため、施設の中の縦動線だけでは複合施設としての一体感が生まれず、階層ごと、機能ごとに独立した施設になってしまう可能性がありますので、一体感と開放感を確保するため、イメージ図のような吹き抜けを配置することを目指していきます。

各機能の配置は、西口デッキと接続される 3 階は、複合公共施設のエントランスとし、カフェやラウンジ、イベント空間などを配置させ、施設内に人を呼び込み、にぎわいを生み出すことを目指したいと考えています。4 階の一部に、スタジオや会議室、図書館の窓口などを配置させ、5 階は図書館機能のみとし、開架、学習席をメインとする方向とします。このようにすると、3 階はにぎやかで動きのある動のフロアに、4 階は動と静の中間のフロアに、5 階は閑静な静のフロアになり、1 つの施設で動と静の空間を生み出し、多種多様な市民ニーズに対応した施設とすることができると考えられます。ただし、これはあくまで基本的な考え方を整理したものであり、各機能は、実際にどの程度の床面積が必要となるのか、また利用する側はもちろんのこと、管理する側からしても望ましい機能配置や動線はどのような形なのかなどなどは、来年度実施予定の基本計画、基本設計の段階において詳細を検討してまいります。

次に、基本構想 31 ページは、想定整備費と維持管理費を記載しております。概要版は引き続き (14) となります。まず、整備費ですが、43 億から 48 億円に設定いたします。前回御説明させていただいた際は、40 億から 45 億円としておりましたが、昨今の工事費などの高騰によりまして、上限下限ともに 3 億円増額させる想定いたしました。再開発ビルの床は購入する方向とし、最大 50% の国庫補助金などを活用しながら事業を進めてまいります。維持管理費につきましては、年間 1 億 5,000 万から 2 億円を見込みます。他市の事例を参考に算出した想定指定管理料でありま

して、指定管理する内容が何になるのか、範囲をどこまでにするかなどによって、額は前後することが考えられますので、あくまで想定額ということで記載してございます。

最後に、基本構想 32 ページ、今後のスケジュールでございます。概要版の (15) にも同じ表を記載しております。複合公共施設整備事業は、A 街区再開発事業のスケジュールに合わせて検討を行ってまいります。今年度の 2 月末頃を予定しております再開発事業の都市計画決定後、令和 7 年度までの間に、準備組合が再開発ビルの建築設計を行っていきますので、複合公共施設はそれに合わせる形で、基本計画の策定、内装基本設計を行っていく予定です。基本計画、内装基本設計では、この構想を基礎としながら、市民などの意見を取り入れた公共機能の規模や配置、運営方法、事業費の算出など、より具体的な検討を行ってまいります。再開発ビルが竣工予定の令和 11 年度に、複合公共施設もオープンすることを目標に検討を進めてまいります。

資料の説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○教育長（石塚康英）

以上で説明が終わりました。

委員の皆さんから何か確認したいことはございますか。

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

御説明ありがとうございました。こちら都市整備部というよりも委員会のほうの確認ですけれど、住宅棟ができますと、多くの方はそちらにお住まいかと思えます。子どもたちの学区の学校を確認させていただきたいと思えます。

○教育長（石塚康英）

学務課長。

○教育次長兼学務課長（直井 徹）

位置的に白山小学校の学区になります。

○教育委員（櫻井由子）

ありがとうございます。白山小学校、中学校は取手二中という形でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。

猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

御説明ありがとうございました。市内の学生もかなり多くて、ふらっと立ち寄りたくなる施設ということで、21 ページのアンケートにあるように図書館の閉館時間とかも延ばしてほしいなんて話もありまして、この新しくなる予定ですと、会社帰りにふらっと立ち寄りたいたいとか、閉館時間も延ばすようなイメージでよろしいですか。

○教育長（石塚康英）

中心市街地整備課長。

○中心市街地整備課長（中村有幸）

御質問ありがとうございます。お答えさせていただきます。この開館時間の何時までというのは、これから検討させていただきますけども、やはり先ほど他市の事

例でも御紹介させていただいている4つの駅前の図書館の事例、こういったところも参考にさせていただきたいと思っております。例えば海老名市の中央図書館、概要版ですと3ページの右下の図書館になりますけれども、こちらは既存の図書館をリニューアルした事例でございます。その際に、管理を直営から指定管理に切替えて、開館時間を延長させ、午前9時から夜9時まで12時間開館しているという事例でございます。また、元旦から大晦日まで365日開館しているということもございまして、非常に多くの方が利用されているということで、リニューアル前と比較しますと、利用者が2.6倍に増加したということでございます。我々も、ここに視察をさせていただいて、図書館の方と意見交換をさせていただいた際には、もう元旦も朝から開館を待ちわびて行列ができていたというようなこともあるそうです。なので、やはりいつ行っても開いている図書館ということで、市民の方の居場所になっているというふうに考えられますので、今後の検討にはなりますけれども、我々としては、現時点よりも長い開館時間をしていきたいなというふうに考えております。以上です。

○教育長（石塚康英）

部長。

○教育部長（井橋貞夫）

図書館の開館時間・開館日数については、今、都市整備部から話もありましたとおり、教育委員会内でも十分これはニーズ等を把握して、議論していきたいと考えております。

○教育長（石塚康英）

猪瀬委員。

○教育委員（猪瀬哲哉）

ありがとうございました。非常に社会人の方も使えるような便利なことになるのかなというイメージを持ちます。すいません、もう1つなんですけれども、この25ページに音楽スタジオと会議室があるということで、ウェルネスプラザにも会議室があったり、演奏できるスペース、ホールとかがあるんですが、その施設とウェルネスの会議室と、音楽やれる場所というのはすみ分けはまた違うという感じでしょうか。

○教育長（石塚康英）

中心市街地整備課長。

○中心市街地整備課長（中村有幸）

お答えさせていただきます。こちらの導入する機能の中で、25ページの(2)の④で音楽スタジオ・会議室ということに記載させていただいております。こちら、まず音楽スタジオにつきましては、防音の機能があるという形になっておりまして、こちらウェルネスプラザにはない機能でございます。中ホールは、楽器の演奏なども使えますけれども、こちらはそこまで大きなものではなくて、市民の方が気軽に使っていただけるようなスタジオということを考えております。

また、会議室につきましても、こちらは今のウェルネスプラザのセミナールームA・Bというものがございまして、あのセミナールームの利用率が非常に高い利用率を誇っています。70%から80%ということで、なかなか予約もとれないという状況でもございますので、やはり市民の皆さんが活動していただけるような会議室が駅前には必要ではないかということで、こういった会議室という機能を導入したい

というふうに考えております。また、この会議室も、これから検討する内容ではございますが、市民の皆さんが活動している様子を外から見えるような、例えばガラス張りの会議室であったりとか、そういったことも検討しております。これはどういった形にするかは今後ですけれども、市民の皆さんの活動をより多くの方に見ていただけるような仕掛けというものも考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○教育委員（猪瀬哲哉）

理解しました。ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

そのほかございますか。

石隈委員。

○教育委員（石隈利紀）

魅力的な施設だと思うんですけど、市民の交流ということと、概要版の7番にあるところで、市内の学校に通う学生とか、市内企業従業員とか、周辺の学校に通う学生というのがあって、市民の交流と同時に周辺の方との取手の交流も盛んになって、多くの方が取手に来るようになるというのなと思って、この取手周辺の学校に通う学生だけでなく、取手市を利用する——市内と書いてあるんで市内外というか、市内と周辺の会社員の方も利用したくなるし、してほしいなと思います。そういった意味で、他の図書館もそうだと思うんですけど、図書館カードというのは市民でなくても使えるんでしょうかという基本的な質問で、その辺の利用が多くの本場にパブリックというか、市民中心だけどころいろいろな人が取手を使ってきて、取手の魅力が発信できるというのなと思うので、その辺のことは、現時点で決まっていること、分かっていることがあったら教えていただきます。

○教育長（石塚康英）

図書館課長。

○図書館課長（樋口康代）

現時点で決まっていることはまだないんですね。ただやっぱり議題というか、課題というか、その辺もあり得るよねということで、中で揉んでいる状況で、これから決めていくようなこととなります。

○教育長（石塚康英）

中心市街地整備課長。

○中心市街地整備課長（中村有幸）

市民の交流、また市外の方との交流ということで、御質問いただいたところで、概要版の2ページ（7）の図を見ていただきますと、枠で囲っている右上ですね、枠外のところで、現在取手駅を利用されている方をもちろんターゲットの1つとは捉えておりますが、整備されることによりまして、今まで利用する機会が少なかった市民の方はもちろんですけれども、魅力的な施設を整備することによりまして、市外の方の利用も増えるというふうに我々想定しております。そういった今まで使われなかった方や、交流がなかなか難しかった方とも、ここの整備をすることによりまして、より活動が活発になり、交流が広がっていくことを我々も期待しているということがございますので、やはり多くの方が使っていただけるような魅力的な施設にしていきたいというふうに考えております。以上です。

○教育長（石塚康英）

そのほか、確認したいことありますか。

戸部委員。

○教育委員（戸部明彦）

私は市内に住んでいるんですけども、やはりこういう施設ができることを非常に楽しみにしております。ただ、私の住んでいるところは、高齢者が非常に多いので、例えばここを利用するときの交通の便を考えたときに、その辺について、いわゆる高齢者等、あるいは車を運転できる人は多分車で行くかと思えますけども、その辺の交通の整備等、利便性がよくなるような交通に関する事で、どの程度この話をされているのかなと思いますので、お願いいたします。

○教育長（石塚康英）

中心市街地整備課長。

○中心市街地整備課長（中村有幸）

お答えさせていただきます。もちろん、これからの高齢者の移動の足の確保というところは、市全体で考えていかなければならない課題だというふうに認識しております。そういった中で、この駅前という交通の便のよいところに図書館を核としました複合公共施設を整備するということにつきましては、車を運転できない方も、例えば路線バスや電車、あとコミュニティーバス、そういった交通結節点に整備されることによって、今までなかなか車では行けなかった方も利用するということができるのではないかというふうに思っているところがございます。

また、駐車場につきましても、A街区の再開発ビルの中だけで全てを賄うというのはなかなか台数的にも難しいものがあります。なので、周辺の民間駐車場と連携をしながら、必要台数の確保というものは努めていきたいと考えておまして、なので車を利用する人、しない方、また車が運転できない方も利用していただける立地がこの駅前かなというふうに我々考えておりますので、ここに整備することによりまして、利便性は確保されるのではないかというふうに考えております。以上です。

○教育委員（戸部明彦）

ありがとうございました。

○教育長（石塚康英）

櫻井委員。

○教育委員（櫻井由子）

今、ほかの委員の方からの質問等をお伺いして思ったことなんですけど、まずウェルネスプラザのセミナールームなんですけど、本当にいつ取ろうと思っても取れなくて、人数によってはAとBの2つ借りないと入らないんですけど、Bだけ借りられてるとか、Aだけ借りられているとか、そういうようなこともありますので、今後、駅前の会議室と、本当に市民活動のためには必要かと思いますが、一つ考えていただきたいのは、何人ぐらいのグループが利用しているのが多いかということを考えていただいて、適切な大きさのセミナールーム的な会議室があればいいなと思います。人数によって、本当にばらつきがありますので、その辺も、いろいろな市内のそういった会議室等を使う市民団体の方の御意見を伺っていただければなど。そうすると、ウェルネスプラザとあわせて、より使いやすい駅前会議室ができるんじゃないかなと思います。

実際、取手の市民団体の方、皆さんそうでしょうけれど、旧藤代の方は取手方面

に行くときに電車使う方も多いので駅前は使いやすいということで、逆にこちらの藤代庁舎の会議室使ったらどうだというと、旧取手の端の戸頭のほうの方はちょっと遠いなみたいなのがありますので、駅前ってすごくいいポジションだと思うんですが、使う人のグループの人数に合わせた会議室があるといいなと思いました。

あと、もう1点。図書館のほうでこれ、私は前々から言っているんですけど、今度こちら駅前に動くことができました図書館のほうも、石隈委員からもお話がありましたように、使いやすいように、システム的なもの変えてということで、図書カードのほうとか御指摘ありましたけれど、そのときぜひ御一考いただきたいのは、図書館ポイントカードをつくってほしいなど。借りたものにあわせてポイントがたまり、ポイントがたまったら、ふだんは10冊しか借りられないところ12冊借りられますというふうにするとか、そういう図書館ポイントカードはぜひつくっていただきたいなと思います。

○教育長（石塚康英）

図書館課長。

○図書館課長（樋口康代）

ぜひ市民の皆様楽しんでいただけるような仕組みづくりを検討したいと思えます。ありがとうございます。

○教育長（石塚康英）

中心市街地整備課長。

○中心市街地整備課長（中村有幸）

お答えさせていただきます。私のほうでセミナールームの件をお答えさせていただきます。先ほども御説明させていただきましたとおり、基本構想では25ページの導入を目指す公共機能のところでございますけども、周辺の今ある既存の公共施設、そういったところとも様々に連携をして、必要な機能を追加したり、そういったところの検討というのはもちろん必要だと思っております。その中で、現在、ウェルネスプラザセミナールームA・Bでございますけども、そこと、その人数でうまくすみ分けられるような形、複合公共施設の中で広い会議室を多く設けるとするのは、なかなか難しいところもございますので、例えばセミナールームのAだけを使いたい方がA・Bを予約するという、そういうこともあると思っておりますけども、小人数でも使えるような会議室を、例えばこの複合公共施設のほうに整備をさせていただいて、広く使いたい方はセミナールームを使っていたとか、そういったすみ分けをうまく図れるように、基本構想の次のステップであります基本計画のプロセスの中で、しっかり検討させていただきたいというふうに考えております。

あと、公共施設だけではなく民間で会議室などを駅前に配置している事業者さんもいらっしゃいます。そういったところの状況もしっかり確認をさせていただきながら、公共施設間の連携はもとより、官民の連携も図りながら民業圧迫にならない範囲の中で、しっかり検討させていただきたいなというふうに考えております。以上です。

○教育長（石塚康英）

よろしいですか。若者の活字離れ、本離れというのが叫ばれているところなんですけれども、駅を1日3,000人の高校生・大学生が利用している。この子たちが、読書を目的としなくても、この施設に入っていくと、その背表紙であるとか、表紙を見て手に取ってみようという、新たな本との出会いがというのをすごく期

待したいなというふうに自分は思っているところです。

それでは、以上でその他の1点目を終わりにいたします。ありがとうございました。

続いて2点目、11月の行事予定及び教育委員会定例会の日程について、事務局から報告をお願いします。

○教育総務課課長補佐（蛭原康友）

事務局から報告いたします。令和6年11月の教育委員会行事予定表、本日現在のものがお配りされているかと思えます。11月の教育委員会定例会、11月18日の午前中を予定させていただいております。また書面で通知を差し上げますので、御確認をいただければと思えます。事務局からは以上になります。

○教育長（石塚康英）

何か日程について御質問ありますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（石塚康英）

それでは、以上で今定例会に付議された議案の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和6年第10回教育委員会定例会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

午前10時19分閉会